



建設工事等に伴い発生する根株等の取扱いについて（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物
通知日：平成12年4月10日

管 第 27 号
平成12年4月10日

部 内 各 課（ 室 ） 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長

様

土木部管理課長

建設工事等に伴い発生する根株等の取扱いについて（通知）

廃棄物の焼却処理については、ダイオキシン類の排出抑制や野焼き防止等の観点から、廃棄物処理法の改正強化及び行政指導がなされているところです。

これに対して、建設発生木材のリサイクルについては、「建設副産物リサイクル推進計画」（とっとりリサイクルプラン21）で平成12年度のリサイクル目標率を75%と設定しており、「公共建設工事における再生資源活用実施要領」で「工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合は、原則として再資源化施設へ搬出する」と定め、リサイクルを推進しているところです。

しかし、木の根株は、再利用にあたり表土の除去などが必要であり、再利用が困難でありました。

このたび、厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長から森林内で建設工事等に伴い発生する根株等について、別添のとおり通知がありました。

については、今後は下記のとおり取り扱うこととしたので、貴所属職員に周知徹底を図ってください。

記

- 1 森林内の工事現場内における根株及び伐採木等の自然還元利用等
森林内の工事現場内で、次のとおり生活環境保全上支障のない形態で根株及び伐採木等を自然還元利用等することができる。
 - ア 根株等が雨水等により下流へ流出する恐れがないように安定した状態になるようにして林地へ自然還元利用する。なお、必要に応じて柵工等を設置するものとする。
 - イ 伐採木等をチップ化し、マルチング及び作業歩道の舗装等としてモデル的に利用する。
 - ウ 根株等が含まれたままの剥ぎ取り表土をそのまま盛土材として利用する。
ただし、根株等が腐食し盛土が沈下する危険性があることから、路体・路床盛土及び重要構造物の埋戻土等への利用は原則認めないこととする。
- 2 その他
廃棄物の焼却処理に係る規制・指導は、別添の廃棄物対策課長通知のとおりである。